補助金等の適正化に関する指針

令和８年 10 月改訂

恵　那　市

はじめに

恵那市では、明確で公益性及び公平性が確保された補助金運用を行っていくために、平成 21 年 11 月に「補助金の適正化に関する指針」を策定し、平成 24 年度には指針に基づき抜本的な見直しを行った。

しかしながら、補助金を取り巻く状況は絶えず変化しており、財源の多くは市民からの貴重な税金で賄われていることや現下の本市を取り巻く厳しい財政状況を踏まえると、最小の経費で最大の効果を発揮するよう補助金等の定期的な見直しを行う必要がある。

限られた財源を時代に即した新たなニーズや施策に振り向けていくとともに、市民から十分な理解を得られる補助金運用であり続けるために、平成 21 年度策定の指針を一部見直し、全市的な統一基準を新たに策定する。

１　対象とする補助金等

本指針では、本市が支出する地方自治法施行規則第 15 条の別記「歳出予算に係る節の区分」18 節に係る「負担金、補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）」を対象とする。

なお、補助金等の区分は以下のとおり区分して、見直しを行う。

１　負担金

（１）義務的な負担金

法令等の定めにより、国や地方自治体が行う特定事業や活動に対し負担する義務的な支出のことをいう。

（２）任意的な負担金

国や地方自治体、地方自治体が構成する団体、民間団体等の行う特定事業や活動により、本市が特別の利益を享受できる場合、当該団体の会費相当額や実費相当額を継続性の有無に関わらず、負担する任意的な支出をいう。

２　補助金

（１）義務的な補助金

法令や条例等の定めにより、公益性の高い特定事業や活動を奨励又は育成するため、行政からの支援として補助する義務的な支出をいう。

（２）任意的な補助金

法令等の定めはないものの、国や他の地方公共団体との協調事業や本市が担う政策上必要性が高いとされる特定事業や活動を奨励又は育成することが、「公益上必要性が高い（地方自治法第 232 条の２）」と判断できる場合、行政からの「支援」として補助する任意的な支出をいう。

３　交付金

法令や条例等の定めにより、負担金の徴収等地方公共団体の事務を委託する場合、当該事務処理に対する報償として受託団体等に対し交付するものをいう。

２　基本的な考え方

１　適正化の視点

（１）公益性の視点

補助金等の支出根拠は、地方自治法第 232 条の２において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、対象となる事業に公益上の必要の有無を判断する必要がある。

（２）公平性・客観性の視点

市民に公共の利益が等しく享受されるには、公平かつ客観的な視点により、事業の目的・役割・効果を検証し交付されなければならない。

（３）財政的視点

厳しい財政状況の中で捻出された財源は、市民の税金が基幹である認識を持ち、財政的視点により交付される補助金は有効かつ効率的に活用されるものである。

２　重点項目

（１）区分による補助率の設定

交付基準を定めるに当たり、上記に掲げる視点が適正に反映され明確で分かりやすい基準となるよう、公益上の必要度による区分と補助率を設定する。

（２）終期の設定

長年の交付による既得権化を防ぎ、社会情勢の変化に対応するため交付期間に終期を設定し、検証と見直しを実施する。

（３）検証及び見直しの実施

廃止を含めた見直しの判断基準や方向性を定め、不断の検証と見直しにより、真に必要な補助金が効果的に交付されるよう補助金の整理合理化に取り組む。

（４）費用対効果の向上

行財政改革大綱に掲げる持続可能な財政構造の確立のため、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、最小の経費で最大の効果を発揮するよう検証と見直しを実施する。

３　交付基準

１　基準項目

次に掲げる（１）から（３）までの項目をすべて満たすものについて補助金を交付する。

（１）事業の公益性（下記に示す基準のいずれかを満たすこと）

ア　地域の住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるもの

イ　健康・福祉の増進に著しく貢献するもの又は教育・文化の推進に著しく貢献するもの

ウ　市の施策として推進する事業を団体又は住民に対して奨励しようとするもの

エ　地域の経済・産業の発展に繋がるもので、事業推進を図るための資金的援助が必要なもの

（２）事業の有効性（下記に示す基準のいずれかを満たすこと）

ア　補助金交付に対して、費用対効果が認められるもの

イ　事業活動の目的、役割、効果が社会・経済情勢及び市民感覚に合致しているもの

（３）事業の適格性（下記に示す基準のすべてを満たすこと）

ア　会計処理が適正で、補助金の使途が明確であるもの

イ　決算における繰越金や剰余金が補助額に対して妥当であるもの

ウ　団体等の自立的運営が認められるもの

２　補助対象経費

公益上必要な事業に補助金が交付されるものであり、下記に掲げる経費は公金で賄うことがふさわしくないため、補助対象経費に含めない。

ア　交際費・慶弔費・飲食費・懇親会費・積立金の各経費

イ　市の規定から著しく逸脱した報酬・賃金・報償・旅費の各経費

ウ　単なる物品等の配付で、事業の効果に結びつかない経費

エ　その他社会通念上適切でないもの又は適切な範囲を超えるもの

３　補助率

対象事業費に対する補助率は、２　基本的な考え方 及び３　交付基準 から客観的に判断し、原則として下記の基準により区分する。なお、その原資は市民からの貴重な税金で賄われていることを踏まえ、補助率の根拠及び妥当性を説明できる合理的な理由を有すること。

ただし、地域自治区等の市を補完する団体に対する補助金等については、公益性の観点から下記の基準によらないものとする。

基　準	補助率	内　容
（1）受益の範囲が不特定多数に及ぶもので、市の施策上必要な事業	１／２ 以内	必ずしも行政が行うべきサービスや事業とまでは言えないが、公共性や公益性が高いもので受益が不特定多数に及ぶもの
（2）受益の範囲が特定しているが、市の施策上必要な事業	１／３ 以内	必ずしも行政が行うべきサービスや事業とまでは言えないが、公共性や公益性が高いもので受益が特定されているもの

４　補助額

補助金の中には、１件当たりの補助額が少額のものから高額のものまであるが、補助額の根拠及び妥当性を説明できる合理的な理由を有すること。なお、市長が政策上必要と認める場合は、個別に補助率及び補助額を設定できるものとするが、その場合においても、合理的な理由を有すること。

５　交付期間

すべての補助金等は、義務的なものを除き、平成 32 年度までを交付期間とし、以後３年をもって見直しを行うものとする。

なお、国又は県の制度による上乗せ補助金については、国又は県の終期に合わせて交付を終了する。

４　補助金等の検証

補助金の適正化のためには、本指針に示す交付基準に沿った検証が常に行われなければならない。担当課は所管する補助金について恵那市補助金等交付規則を遵守した上で、下記に示す項目を確認することとする。

（１）補助金申請時

ア　事業の目的、役割、効果が交付基準に適合しているか

イ　補助対象事業費は明確になっているか

ウ　自立的運営が認められる予算となっているか

（２）実績報告時

ア　補助金の使途が明確であり、事業の効果に公益性が認められるか

イ　会計処理が適正であるか

ウ　過大な繰越金や剰余金が発生していないか

エ　自己財源を確保する努力が認められた上で、不足分を支援する補助となっているか

※　補助金を使い切る認識を排除し、不適正な事項がある場合は、補助金の返還等の処置を講じるよう特に厳守するものとする。

５　補助金等の見直し

真に必要な補助金等の精査のため、すべての補助金等について交付期間の３年のうちに見直しを実施し、整理合理化を進める。

終期の到来は当該補助金等の自動的な終了を意味するものではなく、補助の必要性や効果等を検証し、定期的に見直しを行う契機とすること。

１　前提条件

補助金等の交付について、公益上の必要性が高いと客観的に判断できないものは、原則、廃止又は縮小すること。

【解説】

補助金等の審査に当たっては、地方自治法第 232 条の２の規定及びその原資が市民からの貴重な税金で賄われていることを踏まえ、公益上必要性が高いと客観的に判断できることが前提条件である。

つまり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業や活動のうち、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと判断できないものには、補助金等を支出することはできないこととなる。

なお、公益性の判断にあたっては、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（下記参照）」の中で、公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとの規定があり、この要件を準用することとする。

公益上の判断に当たり、交付先団体の事業や活動内容の把握が不十分であると判断した場合には、必要に応じ、交付先団体へ照会を行うことが必要である。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）～（３）　（略）

（４）　公益目的事業　学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表（第２条関係）

1　学術及び科学技術の振興を目的とする事業

2　文化及び芸術の振興を目的とする事業

3　障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業

4　高齢者の福祉の増進を目的とする事業

5　勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業

6　公衆衛生の向上を目的とする事業

7　児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

8　勤労者の福祉の向上を目的とする事業

9　教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
10　犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
11 一　事故又は災害の防止を目的とする事業
12　人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
13　思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
14　男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
15　国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
16　地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
17　国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
18　国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
19　地域社会の健全な発展を目的とする事業
20　公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
21　国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
22　一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23　前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

２　負担金

（１）義務的な負担金

（ア）法令等の改廃に応じた見直しを行うこと。

【解説】
法令や条例等の定めにより、一定の負担割合や負担額が定められている場合、本市の裁量の余地がないため、法令等の改廃に応じた見直しを行うものとする。

（イ）算出根拠の定めや積算内容が不明確なものは、交付先団体に対し照会し、負担する必要性の乏しい経費や過剰な経費負担を求めるものが含まれている場合や過大な人件費や役員報酬を支払っている場合は、負担の必要性や妥当性を吟味し、縮小を要請すること。

【解説】
補助金等の審査に当たっては、その財源の多くは市民からの貴重な税金で賄われていること、市が公費を支出するという点を踏まえ、その算出根拠の定めがあり、積算

内容が明確であることが前提条件であり、補助金等の算出根拠や積算内容等の把握が不十分であると判断した場合には、交付先団体へ照会し、団体が作成する財務書類や事業計画書を入手し、経費の使途は妥当であるか、他の地方公共団体の負担水準と比べ著しく高い負担となっていないか、類似する事業を行う本市の外郭団体と比較し、過大な人件費や役員報酬が支出されていないか、繰越金が計上されているか等の確認を行うものとする。

（２）任意的な負担金

（ア）団体の事業や活動内容を把握し、負担の必要性や本市が受ける明確な利益が認められない場合は、廃止すること。

（イ）算出根拠の定めや積算内容が不明確なものは、交付先団体に対し照会し、負担金の使途等を確認し、総収入に対する繰越金の額が著しく高い又は会費収入、負担金収入と同程度若しくはそれを超える繰越金が計上されている場合は、休止又は縮小を要請すること。

（ウ）繰越金の計上が少ない場合においても、負担する必要性の乏しい経費や過剰な経費負担を求めるものが含まれている場合や過大な人件費や役員報酬を支払っている場合は、負担の必要性や妥当性を吟味し、縮小を要請すること。

３　補助金・交付金

（１）義務的な補助金

法令や条例等の改廃に応じた見直しを行うこと。

【解説】

法令や条例等の定めにより、一定の補助割合や補助額が定められている場合、本市の裁量の余地がないため、法令等の改廃に応じた見直しを行うものとする。

（２）任意的な補助金

（ア）補助率は、原則として補助対象経費の１／２以内とすること。
ただし、地域自治区等の市を補完する団体に対する補助金等については、公益性の観点から１／２以上も認める。

【解説】

１／２を超える場合は、その理由や効果を検証すること。１／２超を維持する場合は、市民に対して説明責任を果たせるよう、その妥当性を説明できる合理的な理由を有すること。

（イ）補助額は、その根拠及び妥当性を説明できる合理的な理由を有すること。

【解説】
補助金の中には１件当たりの補助額が少額なものから市民の常識の範囲を超えるような高額な補助金まであるが、その原資は市民からの貴重な税金で賄われていることを踏まえ、市民に対する説明責任を果たせるよう、１件当たりの補助額について、その根拠及び妥当性を説明できる合理的な理由を有すること。

（ウ）客観的に公益上の必要性が高いとはいえない経費は、補助対象経費に含めないこと。

【解説】
客観的に公益上の必要性が高いとはいえない経費とは、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金を指す。
公益性を判断する具体的な基準（内容要件、対象経費等）を交付要綱等に明記し、補助対象経費と対象外経費を明確に区別できるようにすること。

（エ）運営費補助は、原則として認めない。

【解説】
補助金は、補助対象者が行う「事業の公益性」を認めて交付するものである。運営費補助は補助基準や対象経費が曖昧になる傾向が強く、本来、自立した団体として自ら賄うべき経費を補助することにより団体の自立を阻害する可能性もあることから、原則として事業費補助へ転換すること。
また、外郭団体などで例外的に認める場合にも可能な限り最小限とすること。

（オ）長期化・常態化している補助金は、開始当初の必要性や効果が薄れていないか検証し、廃止又は縮小すること。

【解説】
少額の補助であっても長期化・常態化することで、団体の既得権化に繋がりかねない。補助の必要性や効果等を検証し、時代に即した補助となるよう見直しを行う必要がある。
団体向けの補助金で、金額が１件当たり 10 万円未満のもの（少額）については、公益性がどのように確保されているか、継続の必要性があるか検証すること。

４　補助金の集約化

補助金の集約化については、順次統廃合を進めてきているが、いくつかの分野において、類似の事業に対する補助金が存在しており、運用に課題を残して

いる。補助金の効果的な活用のため積極的に補助金の集約化に向けて取り組むものとする。

５　見直しの具体的な流れ

補助金等の見直しに当たっては、担当課において「補助金等チェックシート」（別添様式）の作成を進めながら、本指針に示した各種基準に対する適合状況を明らかにし、それを踏まえて補助のあり方や見直しの方向性を検討すること。

担当課で作成した「補助金等チェックシート」は、補助金ヒアリング、予算編成や事業の見直し等の機会において検証し、予算に反映させるものとする。

６　経過措置

見直しにより縮小又は廃止が示された補助金等は、住民への影響を考慮し、原則３年以内の段階的実施を認める。ただし、即時に実施するものを妨げるものではない。

６　財源の確保

市は行財政改革の一環として補助金の適正化を位置づけた本指針を適正に運用し、真に公益上必要のある事業に対して有効かつ効率的な補助を行えるように、財源の確保を図っていく。

７　進行管理

本指針は、策定時における補助金の現状、財政状況、恵那市行財政改革大綱、その他社会情勢等に沿って補助金のあり方を定めたものであり、今後の状況・情勢の変化に応じ、本指針自体も状況に応じたものとなるよう随時検証されるべきであり、必要に応じて修正を行っていくこととする。

また、本指針に基づく補助金等の見直し結果は、市のホームページに公表するものとする。

改訂履歴

平成 21 年 11 月　策定
平成 29 年 9 月　改訂
令和 8 年 10 月　改訂